

令和7年度

閲 覧 設 計 書

工 事 名	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 金峰地区 7－1工区
工 事 箇 所	鹿児島県 南さつま市金峰町中津野地内
工 期	令和8年3月25日 限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
閲覧鑑, 特別仕様書	○
位置図	○
設計内訳（金抜き）	※ ○
図面	○
工事費内訳書（様式）	※ ○
工事費内訳書（記載例）	※ ○
県発注建設工事入札参加者の皆様へ	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問い合わせについては担当係までお願いします。

担 当 係	計画係
電 話 番 号	0 9 9 3 － 5 2 － 1 3 5 6

閲覧方法	電子閲覧 (ホームページ閲覧)
------	--------------------

設計内訳（金抜き）のコード欄に【SP】の記載があるものは施工パッケージ型積算です。
標準単価表の機械、労務、資材の構成比率を補正することにより算出した参考値を基に
集計一覧を作成しているため、実際の数量とは異なる値となります。

工 事 特 別 仕 様 書

- 1 工 事 名 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 金峰地区 7-1工区
 2 工 事 場 所 南さつま市金峰町中津野地内
 3 工 期 令和 8年 3月25日まで

第 1 章 総則

- 1 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 金峰地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」及び農林水産省農村振興局整備部設計課制定「施設機械工事等施工管理基準」に基づいて実施する。
 共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
- 2 工事施工条件明示
 「工事施工条件明示(別紙-1)」のとおり

第 2 章 工事内容

- 1 目的
 この工事は、水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 金峰地区の事業計画の一環として、中津野排水機場排水ポンプ設備補修工事を行うものである。
- 2 工事概要
 本工事の概要は次のとおりである。
 主要工事内訳
- | 工 種 | 規 格 | 数 量 | 備 考 |
|-------|--|-----|------|
| 2号ポンプ | ・立軸斜流水中ポンプ(Ⅰ型)
φ 700mm × 52.5m ³ /min × 2.2m | 1 台 | 分解整備 |
| 蝶型弁 | ・電動バタフライ弁 φ 700mm | 1 台 | 更新 |
- 3 工事数量
 本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。
 受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。
- 4 契約工期等の取扱い
 (1) 本工事は繰越を予定している。
 (2) 繰越承認後の工期は、265日間を予定している。

第 3 章 施工条件

- 1 工程制限
 この工事の施工については、施設管理者の設備運用に支障を来さないようにしなければならない。
- 2 適用する技術基準等
 適用する技術基準等は、下記によるものとし、原則最新版の基準を使用することとするが、事前に監督職員と協議し承諾を受けるものとする。

名 称	監修発行所	制定改訂年
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	平成30年
高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農林水産省農村振興局	平成18年
バルブ設備計画設計技術指針	農林水産省農村振興局	平成27年
電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省農村振興局	令和元年
電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	農林水産省農村振興局	平成20年
日本工業規格(JIS)		
電気規格調査会標準規格(JEC)		
日本電気工業会標準規格(JEM)		
電線技術委員会標準規格(JCS)		

その他この工事に関係のある法令・条例及び規則等に全て適合しなければならない。

- 3 . 受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 . 関係機関との連絡調整

施設管理者である、南さつま市耕地林務課などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事实施に努めること。

2 . 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。

また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

3 . 埋蔵文化財

当該事業区域内では、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は確認されていないが、工事中に遺跡等が出土した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

4 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

(5) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。

万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

6 . 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

- 1) マニフェスト情報を収録した電子記録媒体(CSV形式)による確認
- 2) 受渡確認票による確認

- (2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。
また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。
但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

7 有価物処分

本工事で発生する撤去後の機器類については、管理者である南さつま市とその取り扱いについて協議し、監督職員に報告すること。

この際、現場外へ搬出する必要がある場合は、原則有価物として取り扱うことから、買い取り価格及び輸送費用が分かる資料(マニフェスト又は金額・数量内訳の分かる領収書、見積もり書等)により監督職員と協議すること。

なおこの場合は、変更契約の対象とすることがある。

第 5 章 仮設

1 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用地等

1 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

2 排水機場内敷地の利用について

排水機場内敷地を工事用地以外の用地として使用する場合は、施設管理者である南さつま市耕地林務課と協議し承諾を得ること。この場合、協議結果を施工計画書に含めて提出すること。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

2 機器仕様

受注者が制作に使用する機器、材料及び部品等(以下「機器」)は、構造、性能、機器について設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS又はその他関係する規格基準に合格した機器等を使用するものとし、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

(1) 中津野排水機場 排水ポンプ補修工事 一式

ア 2号ポンプ分解整備(工場整備)

(ア) 規格

- a 形式 立軸斜流水中ポンプ(Ⅰ型)
- b 口径 700mm
- c 台数 1台
- d 排水量 52.5m³/min・台
- e 全揚程 2.2m
- f 回転数 220rpm程度
- g 定格出力 37kw(3φ 440V 60Hz 絶縁F種)

(イ) 材質

- a ケーシング ねずみ鋳鉄(FC250以上)
- b 羽根車 ステンレス綱鋳鋼(SCS13以上)
- c 主軸 マルテンサイト系ステンレス鋼(SUS420J2)

(ウ) 点検整備内容

- a 分解, 清掃, 各部寸法計測, 取替部品交換, 組立調整, 羽根車, 主軸浸透探傷試験, 羽根車バランス計測, 修正, 主軸振れ計測, 修正, 塗装作業

ウ 電動蝶型弁(更新)

(ア) 形式 一床式横軸電動バタフライ弁

(イ) 口径 700mm

(ウ) 数量 1台

(エ) 面間 短面間

(オ) 電動機出力 AC220V×60Hz×0.75kw 程度

(カ) 材質

- a 弁箱 ねずみ鋳鉄(FC250以上)
- b 弁体 ねずみ鋳鉄(FC250以上)
- c 弁軸 マルテンサイト系ステンレス鋼(SUS403)
- d 軸受 オイルレスメタル
- e 弁シート 合成ゴム

(キ) 付属品

- a 開度計(発信器付, 受信器除く) 1台分
- b 本体付開度計(指針式) 1台分
- c トルクスイッチ 1台分
- d リミットスイッチ 1台分
- e 基礎ボルト・ナット 1台分

3 . 機器の証明書等

当該工事に使用する機器については, 製造業者の規格証明又は試験成績書を提出しなければならない。

4 . カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
購入品	試験成績表, カタログ等	

5 . 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
現場整備及び据付	性能確認時・現地据付時	* 1 中間検査と兼ねる
据付完了	試験運転調整	

* 1 中間検査を兼ねるため、事前に予定工程を提出し、少なくとも2週間前には検査希望日を監督職員と協議するとともに、施設管理者の立会調整を行うこと。

2 . 補修・更新工事

(1) 2号ポンプ分解整備

- 1) 主ポンプ点検整備(工場整備)と主ポンプ用電動機(工場整備)の分解整備。
- 2) 整備に必要な輸送、製作、据付、撤去、各試験及び単独試験運転調整費、仮設、電気工事(ポンプから排水ポンプ中継端子箱までの配線工事)等は、本工事に含む。

(2) 電動バタフライ弁の更新

- 1) 開度計等付属品を含む電動バタフライ弁の更新。
- 2) 更新に必要な製作、運搬、据付、各試験や単独試験運転調整費は、本工事に含む。

(3) その他

- 1) 既設ポンプと整合性を図り、異なった維持管理性を要しない構造とするとともに、既設電気設備の改造を要する構造としないこと。
- 2) 機器類は、想定される全ての異常事態において安全かつ、据付・運転・保全・修理等に対し、簡易で確実な構造とする。

3 . 塗装仕様

(1) 新規製作機器(接水部・工場塗装)

- 1) 下地処理 2種ケレン以上
- 2) 第1層目 一次プライマー 有機ジンクリッチプライマー 15 μ m
- 3) 第2層目 第一層(下塗) エポキシ樹脂塗装 100 μ m
- 4) 第3層目 第二層(中塗) エポキシ樹脂塗装 40 μ m
- 5) 第4層目 第三層(上塗) エポキシ樹脂塗装 40 μ m

(2) 新規製作機器(非接水部・工場塗装)

- 1) 下地処理 2種ケレン以上
- 2) 第1層目 一次プライマー 鉛・クロームフリーペイント 15 μ m
- 3) 第2層目 第一層(下塗) 鉛・クロームフリーペイント 35 μ m
- 4) 第3層目 第二層(中塗) 長油性フタル酸樹脂塗料 30 μ m
- 5) 第4層目 第三層(上塗) 長油性フタル酸樹脂塗料 25 μ m

(3) 整備機器(接水部・工場、現地塗装)

- 1) 下地処理 3種ケレン
- 2) 上塗り エポキシ樹脂塗装

4 . 輸送及び据付(全施設共通)

(1) 輸送

- 1) 輸送にあたっては、安全な輸送方法・ルートの設定に努めなければならない。

(2) 据付

- 1) 機器の据付けは、既存施設に損傷を与えないよう十分に注意して、入念に施工するものとする。
- 2) 据付にあたっては、当該工事の経験がある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。

5 . 仮設工

仮設工については「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 3 排出ガス区分
- 4 ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第 12 章 安全管理

- 1 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 交通誘導員の配置
 - (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。
但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 工事施工のための安全対策は、(別紙-2)による。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 14 章 その他

1 前払金及び部分払い、中間前払

前払金は、40%以内で支払うことができる。

また、鹿児島県会計規則第84条第2項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を20%以内で支払うことができる。

なお、当初設計において、前記の前払金を受けるものとして、一般管理の率を計上してあるので、この率については最終変更でも率の補正は行なわない。

部分払いの請求は3回以内とし、前払金があるときは2回とする。

ただし、中間前金払いがあるときは、部分払いは行わない。

2 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。
その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。

- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
 - (5) 中間検査は、原則として機材搬入時に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。
- 3 . 提出書類
- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。(25日が閉庁日の場合、直近の開庁日に提出する)
 - (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。また速やかな提出が困難な場合はその旨、監督職員と協議し、提出可能日を示すこと。
 - (3) 出来形数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。
- 4 . 構造物等の充分確認
- 施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。
- なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 5 . 施工計画書作成の留意点
- 施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 6 . 見積もり等による施工単価及び資材単価
- 本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は下記のとおりである。
- (1) 金抜き設計書の「見積単価一覧表」のとおり
- 7 . 工事関係書類簡素化の確認
- 本工事の受注者は、契約後すみやかに「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」に基づき、作成する工事関係書類を発注者と確認すること。
- なお「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。<https://www.pref.kagoshima.jp/ag09/kansoka1.html>
- 8 . 個人情報の取り扱い
- 個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-3)を遵守しなければならない。
- 9 . 土木機械設備に係る各種機器等の耐震設計基準の適用について
- (1) 土木機械設備に係る各種機器・装置の耐震設計基準の適用については、各々の設備の技術基準によることを原則とする。
 なお、「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版を摘要のこと)との不整合がないように確認すること。
 - (2) 各種機器・装置について、設計計算書を提出すること。
 機器を据え付けるためのアンカーボルトは、「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(農林水産省農村振興局監修)、「建築設備耐震設計・施工指針」(財団法人日本建築センター編)等に基づき、必ず躯体コンクリートに埋め込むこと。
 耐震クラスはSクラスとする。

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 金峰地区 7－1 工区

(令和7年5月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算, 工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244
	契約保証金	・ 契約の保証は, 当初請負金額が500万円を超える場合, 請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－
		・ 中間前払金を請求することができる。	○		
	部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし, 前払金がある場合も2回とする。ただし, 中間前払金があるときは, 部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－
	繰越予定工事の工期	・ 翌年度への繰越予定。繰越承認後の完了工期は 265 日間を予定している。	○	共通仕様書 ③1-1-3	238
	余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238
	週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244
	環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては, 「環境改善実施要領(工事編)」に基づき, 受発注者相互に協力し, 取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252
	品質証明	・ 品質証明の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-9	240
	中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238
	暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 県工事等において, 上記(農業土木工事共通仕様書第3編1-1-1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)以外の不当介入と考えられる行為を受けた場合は, その旨を遅滞なく県(発注者)に報告及び協議を行うこと。	○	対応方針	－
	特例監理技術者の配置	「特例監理技術者の配置」は, 関係通知文書の廃止に伴い共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 -削除-	○	共通仕様書 ③1-1-10	241
	監理技術者等の専任義務の合理化等	建設業法第26条第3項第1号, 第2号, 第26条の5を遵守することとする。	○	建設業法	－
	現場代理人の兼任	共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 1 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は, 請負契約の的確な履行を確保するため, 工事現場の運営, 取締りのほか, 工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更, 契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが, 次の(1)から(5)のすべてを満たし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合, 工事現場の兼任を認めるものとする。 また, 主たる工種が区画線工事の場合, 次の(1), (2)及び(6)の全てを満たし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。 なお, 専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において, 専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については, (2), (4), (5)の要件を満たすものとし, 兼任できる工事は2件までとする。 (1) 兼任できる工事は3件までとし, それぞれの工事の請負金額が4, 500万円*未満であること。ただし, 設計変更により, 工事の請負金額が4, 500万円*以上となり, 各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては, 受発注者協議の上, 兼任することが出来る。 (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること (3) 兼任する工事の相互の移動は, 概ね1時間以内であること (4) 発注者又は監督員が求めた場合には, 工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと (5) 兼任する現場代理人は, 必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに, 1日1回以上, 担当工事現場を巡回し, 現場管理等に当たること (6) 兼任する現場代理人は, 必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに, それぞれの現場稼働日は重複しないこと。 ※ 建築一式工事は, 9, 000万円 2 手続き 現場代理人の兼任を行う場合には, 「兼任(変更)申請書」(別紙1)を提出し, 発注者の承認を得たのち, 必要に応じ, 「現場代理人等選任(変更)通知書」により, 発注者に通知すること。 なお, 各々の工事において, 発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合, 建設工事請負契約書第12条に基づき, 受注者に対して, 必要な措置をとるべきことを請求するものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-14	242
	法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-50	24
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-25	246

※1 「該当」欄について ○: 該当 (適用) する ー: 該当 (適用) しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①: 第1編 ②: 第2編 ③: 第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 金峰地区 7－1 工区

（令和7年5月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	－	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型) 「快適トイレの設置」は共通仕様書の改定までの間、以下に読み替えるものとする。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 ・ 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
	石綿使用の有無	・受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	○	共通仕様書 ①1-1-53	24														
	地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる試行工事である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	－	特別仕様書	－														
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小口セツ料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														

工事施工条件明示

工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 金峰地区 7－1 工区

（令和7年5月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																				
工事関係	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	—	共通仕様書 ③1-1-26	246																																				
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	—	特別仕様書	—																																				
	ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-15	243																																				
	コンクリート	<table><tr><td>呼び強度 (N/mm2)</td><td>スランブ (cm)</td><td>粗骨材最大寸法 (mm)</td><td>水セメント比 (%)</td><td>セメントの種類</td><td>使用目的</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																															—	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																			
構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	—	共通仕様書 ③2-2-2	254																																					
遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	○	試行要領	—																																					
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量：m ³ 運搬距離：km その他：	—	共通仕様書 ③1-1-38	249																																				
	再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><td>資材名</td><td>規格</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考													—	共通仕様書 ③1-1-39	250																					
	資材名	規格	備考																																						
建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	—	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	—	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
建設リサイクル法 ①分別解体の方法	<table><tr><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	○	共通仕様書 ③1-1-39	251																			
工程	作業内容	分別解体等の方法																																							
①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
②土工	土工 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
②施設の名称及び所在地	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																				
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																						
③受入時間	：																																								
	：																																								
	：																																								

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する —：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 金峰地区 7－1 工区

（令和7年5月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																							
建設副産物	建設汚泥の再生利用	・ 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td>利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ②品質区分基準 ・ 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td>指標等</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		—	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																								
品質区分基準	指標等	試験回数																										
品質基準	コーン指数																											
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																											
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																											
	建設汚泥の搬出	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ②受入時間 ○ ○ 処 分 場： △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島：	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									—	共通仕様書 ③1-1-39	251											
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																									
	根株、伐採木等の利用	①発生工事 ・ ②利用工事 ・	—	共通仕様書 ③1-1-40	252																							
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	—	共通仕様書 ③1-1-44	252																							
その他	支給材料及び貸与品	・ 本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													—	共通仕様書 ①1-1-20	10							
	支給材料	規格	数量・単位	支給場所																								
	工事現場発生材	・ 下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td>引渡場所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							—	共通仕様書 ①1-1-21	10															
現場発生材名	引渡場所																											
	部分使用	・ 本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1)部分使用範囲： (2)部分使用目的： (3)部分使用期間：	—	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-31	— 14																							

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還）

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（報告義務）

第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

第12 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（監査及び実地調査）

第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

（指示）

第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。